

東京都茗溪会(仮称)

第1回総会・記念講演会・交流会

次 第

平成25年11月24日(日)

午後2時開会

司 会 池田 達郎

第1部 東京都茗溪会発足会

- 1 開 会 世話人 柳 久美子
- 2 挨拶 経過報告 世話人代表 高橋 基之
- 3 祝 辞 茗溪会から 一般社団法人茗溪会理事長 江田 昌佑
筑波大学から大学の近況 筑波大学副学長 阿江 通良
- 4 議長選出
- 5 議 事
- (1) 議 案
 - 第1号議案 東京都茗溪会(仮称)会則制定の件 資料1
 - 第2号議案 平成25年度東京都茗溪会 新役員選出の件 資料2
- (2) 報 告
 - 1 来年度予定の提案 世話人 徳田 安伸
 - 2 役員紹介 世話人代表 高橋 基之
- 6 閉 会

第2部 記 念 講 演

- 講師紹介 世話人 浅井 一郎
- 講 演 講師 氏家幹人先生
- 演 題 「東京から江戸へ 歴史を編む人・ひもとく人」

第3部 交 流 会

- 1 開 会 茗溪会組織委員長 高野 力
 - 2 会長挨拶 東京都茗溪会会長
 - 3 乾 杯 茗溪会理事長 江田 昌佑
 - 4 懇 談
 - 5 出席者紹介
 - 6 茗溪会からの報告 茗溪会事務局長 田中 正造
 - 7 宣揚歌 世話人 渡邊 悟
 - 8 閉 会 世話人 真当 哲博
- 記念撮影

終了予定 5時30分

平成25年11月24日

東京都茗溪会（仮称）会則（案）

第1章 総則

第1条 東京都茗溪会（以下、本会）と称し、東京都内の茗溪会支部会員の連携を図り、会員相互の研修、研鑽及び親睦を図るとともに、筑波大学の学生への支援を行う。

第2条 本会はその事務局を一般社団法人茗溪会事務局（東京都文京区大塚1丁目5番23号）におく。

第2章 会員

第3条 本会の会員は、原則として東京都内に居住する者か勤務地のある者とし、一般社団法人茗溪会の定める会費を納入することとする。

第4条 本会の会員は、茗溪会の都内のいずれかの支部の会員となる。

第5条 本会の会員は、居住地及び勤務地に変更があった場合は、速やかに事務局に届け出ることとする。

第3章 総会

第6条 本会は定期総会を年1回開く。臨時総会は会長が招集する。

第7条 総会は出席会員をもって構成し、出席者の過半数をもって議決する。

第8条 総会は次の事項を議決または承認する。(1) 役員を選任、(2) 活動計画・報告、(3) 予算・決算、(4) その他会の運営に必要な事項

第4章 役員

第9条 本会には、会長（1名）、副会長（若干名）、会計（1名）、監査役（2名）、事務局長（1名）、事務局員（若干名）をおく。

第10条 本会に、顧問、相談役をおくことができる。

第11条 会長は、会を代表し、会務を掌握する。また、副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できない際には代行する。

第12条 会計は、本会の財務に関する事務を行う。

第13条 監査役は、本会の会計の監査を行う。

第14条 役員任期は原則として2年とする。なお、欠員補充の際には前任者の任期の残存期間とする。また、役員再任は妨げない。

第5章 財務

第15条 本会の経費は、一般社団法人茗溪会からの支部活動費をその主とし、寄付金、その他の収入で支弁する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第17条 会計年度終了後は、速やかに決算を行い、会計監査を受けなければならない。

第6章 補足

第18条 この会則は、総会の承認をもって改正することができる。

第19条 本会の運営に必要な細則を別に設けることができる。なお、細則についても、総会で承認、改正するものとする。

平成25年11月24日

平成25年度 東京都茗溪会 新役員 (案)

- 1 会長 高橋 基之 (都立目黒高校長)
- 2 副会長 柳 久美子 (文教大学附属幼稚園長)
真当 哲博 (㈱学研教育出版取締役)
渡邊 悟 (東京聖栄大学教授)
- 3 事務局長 徳田 安伸 (都立園芸高校長)
塩津 真 (㈱キャリアアンカー・代表取締役社長)
(会計) 浅井 一郎 (ティー・エー・オー企画代表取締役)
本部事務局 (重政文三郎)
- 4 相談役 高野 力 (茗溪会組織委員長)
福岡 一雄 (茗溪会理事)
- 5 監査役 飯島 睦子 (大田区安方中学校長)